
企業会計基準委員会の活動状況 日本基準の開発

I. 本資料の目的

1. 本資料では、第 53 回企業会計基準諮問会議（2025 年 3 月 3 日開催）の後の企業会計基準委員会の活動状況のうち、日本基準の開発について報告する。

II. 日本基準の開発**日本基準を国際的に整合性のあるものとするための取組み****（金融商品会計（金融資産の減損））**

2. 日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、予想信用損失モデルに基づく金融資産の減損についての会計基準の開発に向けて、検討を行っている。¹
3. 前回の企業会計基準諮問会議では、満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券に関する議論が継続中であるが、同時並行的に、ステップ 5²に関して一般事業会社における取扱いに関する検討を継続しつつ、ステップ 6 に関して IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）及び IFRS 第 7 号「金融商品：開示」（以下「IFRS 第 7 号」という。）の定めを取入れ方等に関する検討を行っていることをご報告した。
4. 前回の企業会計基準諮問会議以降、満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券に関して、満期保有目的の債券及び貸付金代替性私募債³を本プロジェクトの対象

¹ なお、金融資産及び金融負債の分類及び測定（減損プロジェクトの範囲に含めた領域を除く。）については、減損に関する公開草案の公表後、見直しの着手に関する方向性について議論を行う予定である。

² 以下の 6 つのステップに分けた基準開発（公開草案の公表まで）を行っている。
ステップ 1：ECL（IFRS 基準）と CECL（米国会計基準）のどちらのモデルを開発の基礎とするかの選択
ステップ 2：金融機関の貸付金に適用される会計基準（国際的な比較可能性を確保することを重視し、国際的な会計基準と遜色がないと認められる会計基準、すなわち、IFRS 第 9 号を適用した場合と同じ実務及び結果となると認められる会計基準）の開発
ステップ 3：ステップ 2 を採用する金融機関の貸付金以外への適用の検討
ステップ 4：ステップ 2 を採用しない金融機関に適用される会計基準（IFRS 第 9 号を出発点として、適切な引当水準を確保したうえで実務負担に配慮した会計基準）の開発
ステップ 5：一般事業会社に関する検討
ステップ 6：公開草案の公表

³ 貸付金の代替として銀行が引き受けて保有する私募債を想定している。

とする方向性で議論が進んだ。また、IFRS 第 9 号及び IFRS 第 7 号の定めを取入れ方並びに減損プロジェクトの範囲に含めた領域に関する金融商品の分類及び測定の設定等に関する検討を行った。現在、金融資産の予想信用損失に関する会計上の取扱いに係る適用指針の文案を検討しつつ、合わせて企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」、移管指針第 9 号「金融商品会計に関する実務指針」及び移管指針第 12 号「金融商品会計に関する Q&A」等の改正案に関する検討を行っている。

その他の主な会計基準の開発

(金融商品取引法上の「電子記録移転権利」又は資金決済法上の「暗号資産」に該当する ICO トークンの発行・保有等に係る会計上の取扱い)

5. 2022 年 3 月 15 日に、「資金決済法上の暗号資産又は金融商品取引法上の電子記録移転権利に該当する ICO トークンの発行及び保有に係る会計処理に関する論点の整理」(以下「論点整理」という。)を公表している。当該論点整理については 2022 年 6 月 8 日に締め切っており、16 件のコメントが寄せられた。
6. 第 480 回企業会計基準委員会(2022 年 11 月 7 日開催)の後は、審議を行っていない。

(四半期報告書制度の見直しへの対応)

7. 企業会計基準第 33 号「中間財務諸表に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第 32 号「中間財務諸表に関する会計基準の適用指針」(以下合わせて「中間会計基準等」という。)に関連する他の会計基準等の修正への対応について、第 528 回企業会計基準委員会(2024 年 6 月 20 日開催)より審議を開始した。また、第 535 回企業会計基準委員会(2024 年 10 月 29 日開催)において、中間会計基準等と企業会計基準第 12 号「四半期財務諸表に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第 14 号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」を統合した会計基準等の開発を行うことを決定し、審議を開始した。
8. これらについて検討を行い、2025 年 4 月 23 日に企業会計基準公開草案第 83 号「期中財務諸表に関する会計基準(案)」等を公表した。2025 年 6 月 30 日に公開草案のコメントを締め切っており、6 件のコメントが寄せられた。今後、寄せられたコメントへの対応を検討することを予定している。

(上場企業等が保有するベンチャーキャピタル(VC)ファンドの出資持分に係る会計上の取扱い)

9. 2024 年 9 月 20 日に公表した移管指針公開草案第 15 号(移管指針第 9 号の改正案)「金融商品会計に関する実務指針(案)」に対して寄せられたコメントについて検討を行い、2025 年 3 月 11 日に改正移管指針第 9 号「金融商品会計に関する実務指針」を公表した。

(バーチャル PPA に係る会計上の取扱い)

10. 第 531 回企業会計基準委員会（2024 年 8 月 20 日開催）において、企業会計基準諮問会議からのテーマ提言を踏まえ、バーチャル PPA（Power Purchase Agreement）に関して現在我が国において行われている一般的な取引形態で用いられている取引を前提に需要家の観点から優先度の高い論点に範囲を限定した当面の会計上の取扱いについて検討を行うことを決定した。
11. 第 533 回企業会計基準委員会（2024 年 9 月 18 日開催）より審議を行い、2025 年 3 月 11 日に実務対応報告公開草案第 70 号「非化石価値の特定の購入取引における需要家の会計処理に関する当面の取扱い（案）」を公表した。
12. 2025 年 5 月 30 日に公開草案のコメントを締め切っており、12 件のコメントが寄せられた。第 549 回企業会計基準委員会（2025 年 6 月 19 日開催）以降、公開草案に寄せられたコメントへの対応について検討を行っている。

（後発事象に関する会計基準）

13. 第 531 回企業会計基準委員会（2024 年 8 月 20 日開催）において、2024 年 6 月 21 日に公表した「継続企業及び後発事象に関する調査研究」（以下「調査研究」という。）における実務指針等の移管に係る実行可能性及び企業会計基準諮問会議からの報告を踏まえ、日本公認会計士協会が公表した実務指針等のうち会計に関する指針に相当すると考えられる記載の移管を行うことに焦点を当てて後発事象に関する会計基準の開発を再開することを決定した。
14. 第 537 回企業会計基準委員会（2024 年 12 月 3 日開催）より審議を開始した。監査基準報告書 560 実務指針第 1 号「後発事象に関する監査上の取扱い」（以下「監基報 560 実 1」という。）の移管方針及び各論点について検討を行い、第 550 回企業会計基準委員会（2025 年 7 月 3 日開催）での議決を経て、2025 年 7 月 8 日に企業会計基準公開草案「後発事象に関する会計基準（案）」を公表した。当該公開草案では、監基報 560 実 1 において後発事象の対象期間を「監査報告書日」までとされていたところ、「財務諸表の公表の承認日」とすることを提案している。また、当該承認日及び承認者を開示することなどを提案している。

（継続企業に関する会計基準）

15. 第 531 回企業会計基準委員会（2024 年 8 月 20 日開催）において、調査研究における実務指針等の移管に係る実行可能性の評価を踏まえた企業会計基準諮問会議からのテーマ提言を受け、日本公認会計士協会が公表した実務指針等のうち会計に関する指針に相当すると考えられる記載の移管を行うことに焦点を当てて継続企業に関する会計基準の開発を行うことを決定した。

16. 第 541 回企業会計基準委員会(2025 年 2 月 17 日)より審議を開始し、国際監査基準(ISA) 570「継続企業」の改正概要の確認を行ったほか、継続企業に関する会計基準の開発の進め方の検討を行った。

(繰延資産に係る会計上の取扱い)

17. 第 531 回企業会計基準委員会(2024 年 8 月 20 日開催)において、企業会計基準諮問会議からのテーマ提言を踏まえ、実務対応報告第 19 号「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」の改正を新規テーマとして取り上げることが決定した。本テーマについては、今後、他のプロジェクトの状況及び当委員会のリソースの状況を踏まえて検討を開始することを予定している。

(譲受人が特別目的会社である場合の金融資産の消滅範囲の明確化)

18. 第 538 回企業会計基準委員会(2024 年 12 月 25 日開催)において、企業会計基準諮問会議からのテーマ提言を踏まえ、譲受人が特別目的会社である場合の金融資産の消滅範囲の明確化を新規テーマとして取り上げることが決定した。本テーマについては、今後、当委員会のリソースの状況を踏まえて検討を開始することを予定している。

(年次改善プロジェクト)

19. 年次改善プロジェクトでは、原則として年 1 回、4 月 1 日を基準日として、企業会計基準委員会が公表した企業会計基準等の要変更事項の確認作業を行い、必要に応じて複数の企業会計基準等の改正又は修正をまとめて行っている。
20. 2024 年年次改善プロジェクトに関して、2024 年 11 月 21 日に公表した公開草案「2024 年年次改善プロジェクトによる企業会計基準等の改正(案)」に対して寄せられたコメントについて検討を行い、2025 年 3 月 11 日に 2024 年年次改善プロジェクトによる企業会計基準等の改正を公表した。

(法人税等に関する会計基準)

21. 第 544 回企業会計基準委員会(2025 年 4 月 2 日開催)において、企業会計基準諮問会議からのテーマ提言を踏まえ、企業会計基準第 27 号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(以下「法人税等会計基準」という。)において、法人税等会計基準の適用対象となる税金についての原則的な定めを置くとともに、関連する実務上の取扱いに関する指針の見直しを行うことについて検討することを決定した。
22. 第 547 回企業会計基準委員会(2025 年 5 月 21 日開催)及び第 93 回税効果会計専門委員会(2025 年 5 月 12 日開催)より審議を行っている。現行の法人税等会計基準等に定められた指針の分析、法人税等会計基準等の改正の方向性、住民税均等割に係る取扱い及び個別の税金に係る取扱いについての検討を行っている。

以 上